

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月21日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成19年11月15日、A会社に雇用され、B所在の同社C営業所で、バス運転手として業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成30年3月19日、路線バスを運行中、バス停で車いす用のスロープ板を設置した際、腰に違和感が生じ、同日、D医療機関に受診したところ、「腰部筋筋膜炎」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付並びに平成30年3月19日から同年4月8日までの間及び同年4月9日から同月12日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月10日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 災害性の原因による腰痛については、「業務上腰痛の認定基準等について」(昭和51年10月16日基発第750号。以下「認定基準」という。)によれば、以下の2つの要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするときは、当該腰痛は労働基準法施行規則別表第1の2第1号に該当する疾病として取り扱ふと定められ、これは妥当なものと認められることから、以下、認定基準により検討する。

ア 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作と異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が業務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであるかについて

請求人は、再審査請求の理由として、スロープ板を設置する行為は、突発的な出来事であると主張している。

しかしながら、請求人は過去にも、スロープ板を設置して車いすの身体障害者を乗降口に押した経験があることから、スロープ板の重量や設置方法について認識しており、本件傷病の発症後にも車いすの乗客の対応をしていることから、一定数の車いすの乗客対応を行っているものと推認される。

以上のことにより、請求人が行った車いすの乗客のためのスロープ板の設置は、バスの運転手として通常行う業務の範囲内であり、認定基準に定める上記アの要件には該当しないと判断する。

イ 腰部に作用した力が腰痛を発生させ、又は腰痛の既往症若しくは基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであるかについて

(ア) 請求人が、本件傷病発症後、受診したD医療機関E医師は、平成30年6月1日付け意見書において、他覚的所見等について、「特記すべき所見なし」としており、同医師の同年3月19日の診療録をみても「症状は今は軽い。X線でも腰部に所見なし」として同旨の記載をしていることが認められる。

また、労働局地方労災医員F医師は、平成30年8月13日付けの意見書において、要旨、「請求人の本件傷病は災害による腰痛ではなく、腰部に過使用状態が持続した場合などの筋疲労等による腰痛を表す傷病名である。災害による腰痛であれば、有痛性の圧痛、腫脹などの急性期の他覚的症状が生じると考えられるが、D医療機関では他覚的所見は確認されず、X線所見でも異常はない。」と述べており、請求人には受傷後、他覚的所見が認められないことを踏まえると、同医師の所見は首肯できるところであり、本件傷病はスロープ板を設置する行為により発生したとは認めることができない。

(イ) 基礎疾患、既存疾患について、E医師は、意見書において、ないとの所見を述べているところである。一方で、F医師は、意見書において、要旨、「腰椎の多椎間に椎間板変性が既存病変として認められるが、椎間板ヘルニアや腰部脊柱管狭窄症は来していない。」として基礎疾患の存在を示唆しているものの、増悪については否定的な意見を述べている。当該意見はD医療機関の腰椎X線像を改めて精査した上での所見であると認められることから、F医師の所見は妥当と判断する。

そうすると、腰痛の基礎疾患を著しく増悪した事情も認められず、この点においても、認定基準の要件に当たらないと判断する。

(2) したがって、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものということとはできない。

(3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月14日